

【 世帯合併時の役場手続きチェックリスト 】

※必要となる手続き項目にチェックを入れて、ご利用下さい。R6年4月作成

■ 共通の手続き ■

確認欄	手続き項目	対象者	手続き内容	手続きに必要なもの/こと	備考	手続き場所 問い合わせ先
☐	世 帯 合 併 届	新 し い 世 帯 に 入 ら れ る 方 ご 本 人	住 民 票 の 異 動	☐ 新しい世帯主の同意書 ☐ 窓口に来られる方の本人確認書類(免許証・パスポート等) ※健康保険証の場合は、年金手帳等もう一つ必要です。 ☐ 代理人の場合は委任状と代理人の本人確認書類	世帯を合併してから14日以内に世帯合併の手続きが必要です。届出が遅れると 5万円以下の過料 に科せられる場合があります。	住 民 保 険 課 (庁 舎 1 階) TEL : 44-2611

■ 該当者の手続き ■

確認欄	手続き項目	対象者	手続き内容	手続きに必要なもの/こと	備考	手続き場所 問い合わせ先
☐	健 康 保 険	世 帯 に 国 民 健 康 保 険 加 入 者 が 居 ら れ る 方	国民健康保険の 諸 変 更 等	☐ マイナンバー ☐ 国民健康保険証	※手続きが必要な場合があります。 ご確認下さい。	住民保険課 (庁舎1階) TEL:44-2611
		世 帯 に 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 加 入 者 が 居 ら れ る 方	後期高齢者医療 保険の諸変更等	☐ マイナンバー ☐ 後期高齢者医療保険証	※手続きが必要な場合があります。 ご確認下さい。	
☐	福祉医療 (子ども・ひとり親・心身障害・ 重度心身障害)	世 帯 に 福 祉 医 療 給 付 受 給 者 が 居 ら れ る 方	諸 手 続 き 等	☐ マイナンバー ☐ 福祉医療受給者資格証	※手続きが必要な場合があります。 ご確認下さい。	
☐	介 護 保 険	要介護(支援)認定者	介護保険資格異動届 その他手続き	☐ 介護保険被保険者証 ☐ 減免等の認定証 ☐ マイナンバー ☐ 介護保険負担割合証 (※ その他手続き等は人によって異なります。詳しくは担当課まで)	※手続きが必要な場合があります。 ご確認下さい。	長寿介護課 (庁舎1階) TEL:44-2635
☐	自立支援医療 (精神通院)	受 給 者	諸 手 続 き	● 手続きが必要な場合があります。詳しくは担当課まで。		福祉子ども課 (庁舎1階) TEL:44-2631
☐	幼稚園・小中学校	幼 稚 園 ・ 小 中 学 校 通 園 、 通 学 の 子 が 居 る 方	保護者変更手続 き	● 担当課にご連絡下さい。	※手続きが必要な場合があります。 ご確認下さい。	教育総務課 (※別館コスモスホール奥) TEL:44-2684
☐	上 下 水 道	上 下 水 道 引 落 し 口 座 名 義 変 更 希 望 者	料 金 引 落 し 口 座 変 更 の 手 続 き	☐ 詳しくは 磯城郡水道企業団 までお問い合わせ下さい。	※手続きが必要な場合があります。 お電話にてご確認下さい。	磯城郡水道企業団 田原本町西竹田280 TEL:0744-32-2516
☐	防 災 無 線	世 帯 合 併 に よ り 防 災 無 線 が 2 台 以 上 と な る 場 合	防 災 無 線 の 返 却	☐ 防災無線 ☐ 世帯合併時に住民保険課で受け取った異動通知 (※ 詳しくは担当課まで)		総務課 (庁舎2階) TEL:44-2211

リストはあくまで『例示』です。人によって変わる場合があります。ご不明な点等ありましたら、各担当課にお問い合わせ下さい。